

# 都市計画道路・臨港地区の変更にかかる

## 説明会および公聴会の開催について

「大洲市都市計画道路の見直し方針」に基づき、都市計画道路（紺屋町松原線、長浜港仁久線、長浜港町線）の変更（廃止・一部廃止・名称変更）および長浜臨港地区の区域変更の素案がまとまりました。

### ■説明会

日時 2月9日(木)  
午後7時から

場所 長浜ふれあい会館  
(長浜甲727-2)

この変更にかかる内容の「説明会」と、ご意見をお聴きするための「公聴会」を次のとおり開催します。

### ■公聴会

日時 2月28日(火)  
午後7時から

場所 長浜ふれあい会館  
(長浜甲727-2)

説明会で素案の内容をご説明します。説明会へ参加を希望する人は、当日、直接会場へお越しください。

公聴会で意見陳述を希望する人は、下記の公述申出書により、申し出てください。

①公述人…公聴会で意見を述べる人のことをいいます。

②公述人の資格…公述人は、大洲市の住民および利害関係者に限りません。

③公述の申出方法…下記の様式の「公述申出書」を「〒795・8601 大洲市大洲690番地の1 大洲市役所建設部都市整備課」宛に提出してください。

④公述申出期間…2月17日(金)まで(必着)

⑤公述人の選定…公述の申し出が多数の場合や同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述時間を制限したり、公述人を選定したり

することがありますので、ご了承ください。なお、公述人の選定結果はご本人に通知します。

⑥その他…公聴会の傍聴は自由です。傍聴を希望する人は、当日、直接会場にお越しください。

※ただし公述申出期間に、申し出がなかった場合は、公聴会の開催を中止しますので、左記へご確認の上、ご来場ください。

### 【問い合わせ先】

都市整備課都市計画第2係  
☎242111(内線244)

### 公述申出書

平成〇年〇月〇日開催の公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

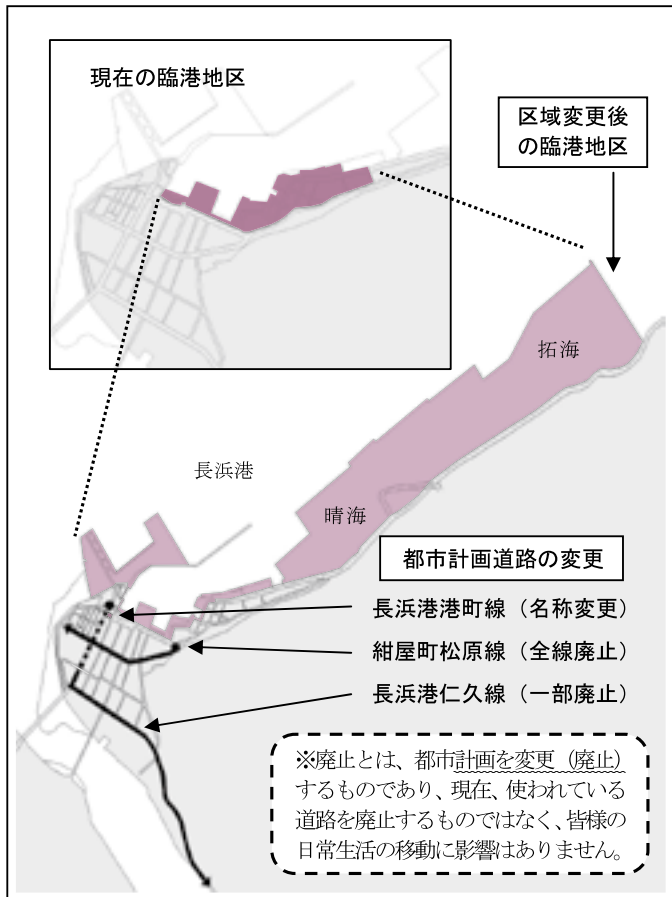
平成 年 月 日

大洲市長 清水 裕 殿

公述申出人  
住所 〒  
氏名  
連絡先(電話)

1 意見の要旨及びその理由  
「別紙」のとおり

※別紙(400字詰原稿用紙1枚以内)に意見の要旨(2~3行)及びその理由を区分して記載してください。



# 市県民税・国民健康保険税の申告をお忘れなく

## 【申告期間】

2月16日(木)～3月15日(木)

(期間中、土・日曜日を除く。)

## 【申告の必要な人】

平成24年1月1日現在、大洲市にお住まいで、次の人が対象です。  
 ・平成23年中に、営業・農業・不動産・生命保険などの満期金・個人年金・配当金などの収入があった人  
 ・給与所得者で次に該当する人

パート、アルバイトの人や平成23年中に退職した人で、年末調整をしていない人

給与以外の所得があった人

## 【申告の必要がない人】

・税務署に所得税の確定申告書を提出する人

・給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている人

## 【申告に必要なもの】

### ①印鑑

②給与・年金収入のある人は「源泉徴収票」

③収入や経費の算出に必要な「帳簿・明細書・領収書」など

④社会保険料控除のある人は「国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの領収書または控除証明書」

⑤生命保険料控除、地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」  
 ⑥医療費控除を受ける人は「医療費の領収書」「高額療養費、保険金などで補てんされた金額の分かるもの」など  
 ※③～⑥の領収書などは平成23年中に支払ったものに限りません。

## 【お願い】

・医療費控除を受ける人や、営業・農業・不動産などの収入があり收支計算が必要な人は、事前に合計額を計算の上お越しくください。

・申告がないと、課税・所得証明書の発行や、国民健康保険税の軽減措置を適用することができない場合があります。

・税務署から確定申告の案内があった人、また所得税の還付を受ける人は、必ず税務署で申告してください。

## 所得税・消費税・贈与税の確定申告は、正しく、お早めに

平成23年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談および受け付けは2月16日(木)から、贈与税は

2月1日(水)から始まり、申告期限はいずれも3月15日(木)です。

なお、個人事業者の消費税(地方消費税を含む。)の確定申告は、4月2日(月)までです。また、税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、大洲税務署での相談および受け付けは行っていませんが、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

毎年、期限間近になると税務署は大変混雑します。申告相談や確定申告書は、早めに提出してください。

## 安全 確実 便利な 振替納税のご利用を

現在は、電気・ガス・水道などの料金が、預貯金口座から自動的に支払われる方法が普及していますが、同じように納税する場合にも振替納税制度があります。

この制度を利用すれば、預貯金口座から自動的に納税することができますので、手間が少なく済み、また、うっかり納期限を忘れてしまうこともありません。

安全、確実、便利な振替納税をぜひご利用ください。



国税庁ホームページの

便利な

申告書の作成は

# 「確定申告書等作成コーナー」で!!

e-Tax  
でデータ送信!



書面で提出

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、「e-Tax」を利用して提出できます。

※e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

## 平成24年度分市県民税申告相談日程表

### 庁舎内申告相談日

<b>【受付期間】</b> 2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後4時 (※土・日曜日を除く。)	<b>【会場】</b> ・市役所：5階会議室 ・長浜支所：1階地域振興課内 ・肱川支所：3階第2会議室 ・河辺支所：3階第3・第4会議室
---	--

期間中は混み合いますので、お待ちさせる場合があります。

ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 【地区別申告相談日】

	地区	期日	受付時間	会場
本庁管内	大洲・南久米	2月16日(木)～17日(金)	午前9時～午後4時	市役所
	大川	2月24日(金)	午前9時～午後3時	大川連絡所
	菅田	2月27日(月)	午前9時～午後4時	菅田連絡所
	三善・八多喜	2月28日(火)	午前9時～午後4時	八多喜連絡所
	新谷	3月7日(水)	午前9時～午後4時	新谷連絡所
	柳沢	3月8日(木)	午前9時～午後3時	柳沢連絡所
	平野	3月9日(金)	午前9時～午後4時	平野連絡所
	上須戒	3月12日(月)	午前9時～午後3時	上須戒連絡所

	地区	期日	受付時間	会場
長浜支所管内	白滝・柴・戒川	2月29日(水)	午前9時～午後4時	白滝公民館
	大和・豊茂	3月1日(木)		大和公民館
	櫛生・出海	3月2日(金)		櫛生福祉センター
	長浜・沖浦・喜多灘	★3月5日(月)～6日(火)		長浜体育館
※長浜体育館で申告相談を行う日は、長浜支所では申告相談ができませんのでご注意ください。				

	地区	期日	受付時間	会場
肱川支所管内	全	★2月21日(火)～23日(木)	午前9時～午後4時	肱川公民館
	※肱川公民館で申告相談を行う日は、肱川支所では申告相談ができませんのでご注意ください。			

	地区	期日	受付時間	会場
河辺支所管内	横山・川崎・川上・河都・北平	★2月20日(月)	午前9時～午後4時	河辺支所
	山鳥坂	2月21日(火)		
	植松	2月23日(木)		
	三嶋	2月24日(金)		
※山鳥坂・植松・三嶋地区の相談日に来ることができない場合は、2月20日(月)にお越しください。 ※2月27日、3月1・6・9日は申告相談ができませんのでご注意ください。				

※各支所管内で★印の付いている日は、集中日として職員を増員しています。該当地区の指定日または★印の日に、できるだけお越しいただきますようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

税務課市民税係		☎24-2111 (内線129～132)
長浜支所地域振興課	地域調整第1係	☎52-1111 (内線15・16)
肱川支所地域振興課	地域調整係	☎34-2311 (内線111・212)
河辺支所地域振興課	地域調整係	☎39-2111 (内線114)

水道事業会計決算状況 〳 懸命な経営も赤字決算に〳

平成22年度水道事業会計の決算状況をお知らせします。

**【収益的収支】**（水道水をご家庭にお届けするための収入と支出）  
本市の水道事業における収益的収入は、給水人口の減少や節水意識の高まりなどから使用水量が年々減少しており、平成22年度も水道料金収入が前年度比1654万3000円、2・3%の減となりました。

一方、収益的支出は営業費用において漏水などによる修繕費が前年度より増加したことで1562万1000円、2・6%の増となり、行財政改革を懸命に進め経費削減に取り組んでいるにもかかわらず、収支としては赤字決算となりました。

**【資本的収支】**（水道施設を建設改良するための収入と支出）  
資本的収支では建設改良事業を実施しました。

それらの工事は、老朽化した水道管や施設の更新事業が主なものです。ほかには県道改良や公共

下水道整備に伴う水道管布設替えを行いました。

工事の財源としては、国庫補助金や移転補償金、損益勘定留保資金などで賄いました。

**【行財政改革の取り組み】**

収益的収支を改善するため、さまざまな取り組みをしています。

- ① 必要職員数の見直しによる人件費の削減
- ② 隔月検針の実施による委託料などの削減
- ③ 5%以上の企業債を繰上償還し、低利の企業債に借り換え、利子負担を大幅に軽減
- ④ 下水道料金の事務受託収入の確保

このように行財政改革を進め、経営状況の改善に努めています。が、水道管や施設の老朽化による漏水が多発するなど、結果的には赤字決算となりました。今後さらに厳しい経営となる見込みです。次年度以降も経営状況を徹底して見直し、一層の経費節減に努めます。水道事業に対する市民の皆様のご理解をお願いします。

水道事業会計

(単位：千円、消費税抜き)

項 目		金 額	主な内容など (左の金額とは一致しません。)
収 益 的 収 支	事業収益	730,907	水道の経営活動により生じる収入
	営業収益	709,434	水道料金 701,694
	営業外収益	21,448	一般会計からの補助金 19,303
	特別利益	25	
	事業費用	741,640	水道の経営活動に要する費用
	営業費用	606,822	水道水を作る費用 98,903 水道水を届ける費用 196,615 減価償却費、資産減耗費 311,197
	営業外費用	129,082	企業債利息 114,229
	特別損失	5,736	過年度損益修正損
	当年度純損失	10,733	当年度の収益と費用の差
	前年度繰越利益剰余金	25,742	前年度からの繰越剰余金
当年度未処分利益剰余金	15,009	翌年度に繰り越す剰余金	

(単位：千円、消費税込み)

項 目		金 額	主な内容など (左の金額とは一致しません。)
資 本 的 収 支	資本的収入	337,958	資産形成に充てる収入
	負担金	2,068	工事負担金
	補助金	102,867	国庫補助金、一般会計からの補助金
	企業債	111,100	平成22年度事業分
	補償金	121,923	補償金など
	資本的支出	591,348	資産形成に要する支出
	建設改良費	292,492	水道管や施設の新設、維持などの工事費用
	企業債償還金	298,856	企業債元金
収支の不足額	253,390	資本的収入が資本的支出に不足する額。 この収支の不足額については、損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんしました。	

## 第11回「レンガのある風景」 コンクール

第11回「レンガのある風景」コンクールの表彰式と作品展が、おおす赤煉瓦館で行われました。210点の応募の中から、以下のみなさんが入賞されました。

- 【大洲市長賞】** 寺本 弘<sup>ひろし</sup>さん  
**【大洲郵便局長賞】** 山岡 桜子<sup>さくらこ</sup>さん  
 (内子小3年)
- 【最優秀賞】**  
 (小学生低学年) 川村 遥乃<sup>はるの</sup>さん  
 (喜多小3年)  
 (小学生高学年) 大倉 芽衣<sup>めい</sup>さん  
 (喜多小6年)  
 (中学生) 光長 杏奈<sup>あんな</sup>さん  
 (大洲南中3年)  
 (高・大・一般) 大野 春菜<sup>はるな</sup>さん  
 (内子高2年)
- (写真) 濱本 秀雄<sup>ひでお</sup>さん  
**【山田きよ賞】** 是澤 充広<sup>みつひろ</sup>さん  
**【審査員特別賞】** 川村 照乃<sup>てるの</sup>さん  
 (喜多小5年)



大洲市長賞「月と赤煉瓦館」



大洲郵便局長賞  
「大洲赤レンガ館の午後」

## 新たに民生委員・児童委員が 委嘱されました

民生委員・児童委員の退任に伴い、厚生労働大臣より新たに委員が委嘱されました。

なお、今回委嘱された委員の任期は、平成25年11月30日までです。

新任委員名	電話番号	担当地区 な	退任委員名
松本 圭典	25-2643	城2,3 (平地区)	酒井 芳子
橋本 誠子	25-4818	小鳥越,城1 (平地区)	佐々木由子
田淵 純一	52-0482	34,35,36 37,38,39 46,47 (長浜地区)	大山 浩子

(敬称略)

### 【問い合わせ先】

- 社会福祉課 ☎24-1715 (直通)  
 長浜支所地域振興課 ☎52-1113 (直通)  
 肱川支所地域振興課 ☎34-2347 (直通)  
 河辺支所地域振興課 ☎39-2113 (直通)

## 消防署からのお知らせ 住宅の耐震化と 家具の転倒防止

世界有数の地震大国である日本は、昔から多くの被害を受けてきました。近年では阪神淡路大震災、東日本大震災など、大きな地震が繰り返し発生しています。

また、南海地震が今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されていて、その規模はM8.4前後と推定されています。

阪神淡路大震災での死者・重傷者のほとんどが圧死や建物の下敷きによるものです。地震による被害を最小限に抑えるため、「住宅の耐震化と家具の転倒防止」に努めましょう。

### 【木造住宅の耐震化の例】

- ・柱を増やす。
- ・基礎を補強する。
- ・柱、梁、土台を補強する。
- ・筋交いを入れる。
- ・家具転倒による被害を防ぐポイント
- ・L字型金具で固定する。
- ・ガラス扉は飛散防止フィルムを貼る。
- ・就寝する部屋には家具を置かない。
- ・避難経路沿いには、物を置かない。
- ・扉や引き出しの開放防止金具を取り付ける。
- ・収納を工夫する。(重いものは下に、軽いものは上に収納する。)